

避難・疎開に関する具体的要請項目

1. 空間線量や土壌汚染の実態に鑑みて、現行の避難区域外においても線量が高い地域を避難区域に設定すること。とりわけ妊婦や子どもたちの避難を早急に実施すること。
2. 住民が、放射能汚染によるリスクを知り、自らの判断によって「選択的移住」を行うことができるようにすること。そのために、正当な賠償を受ける権利を保証し、かつ行政施策によって、以下を実現すること
 - 1) 放射能汚染リスクに基づく自己選択
 - ・ 希望する住民すべてに内部被ばくの検査を受け、詳細なデータとともにその結果を知ることが保証すること
 - ・ とりわけ妊婦・乳幼児・子どもの検査を優先させること
 - 2) 移住前と同等の生活の保障
 - ・ 避難・移住・移住前の家屋等の維持・転職など、原発事故およびその結果としての放射能汚染に起因する移住に関連して、発生したすべての費用が賠償されることを保証すること
 - ・ 移住前と同等の生活が保障されるべく、住居や職業のあっせん、医療・健康管理等について、適切な行政措置が行われること
 - 3) アイデンティティの保護
 - ・ 福島県民としてのアイデンティティを維持しつづけるため、教育・文化などの分野で、適切な行政措置が行われること
3. 学校を中心としたサテライト疎開の実現など、あらゆる知恵を総動員して、子どもたちの避難を実現させること

注) サテライト疎開は、福島県内の学校の分校を県外の学校に併設することにより、児童や保護者の選択肢を増やし、無理のないかたちで学級ごとの県外移転を可能にする構想である。

以上